

神戸市総合交通計画検討委員会開催要綱

(名 称)

第1条 本会は、「神戸市総合交通計画検討委員会」(以下、「委員会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 少子超高齢化の進行や、地球環境問題など社会的潮流をふまえ、すべての人にやさしく暮らしやすいまち、持続可能なさらに魅力・活力あるまちを目指して、公共交通を中心に自動車、自転車、歩行者などがバランス良く組み合わせられた交通環境づくりに向けて、交通事業者・市民・行政等が連携して取り組みを推進する上での指針となる「神戸市総合交通計画」を策定するため、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めることを目的とする。

(委員会のテーマ)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項をテーマとする。

- (1) 神戸市総合交通計画の策定に関すること。
- (2) 神戸市総合交通計画の推進方策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会の目的を達成するために必要な事項。

(委 員)

第4条 委員会に参加する委員は、次の各号に掲げる者のうちから都市計画総局長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 交通事業者
 - (3) 各種団体
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) その他都市計画総局長が必要と認める者
- 2 前項の規定により委嘱する委員の人数は20名以内とする。
 - 3 委員の任期は、委嘱の日から平成25年3月31日までとする。

(会長の指名等)

第5条 都市計画総局長は、委員の中から会長を指名する。

2 会長は、委員会の進行をつかさどる。

3 都市計画総局長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する者を指名する。

(委員会の開催等)

第6条 委員会は、都市計画総局長が召集する。

2 都市計画総局長は、必要があると認める場合は、専門家又は関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委員会の公開)

第7条 委員会はこれを公開とする。ただし、次の各号の一に該当する場合で、都市計画総局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例（平成13年度神戸市条例第29条）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 委員会を公開することにより公正かつ円滑な委員会の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 委員会の傍聴に関して必要な事項は、都市計画総局計画部長が別に定める。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、神戸市都市計画総局計画部計画課において行う。

(施行細目の委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の開催に必要な事項は、都市計画総局計画部長が定める。

附 則（平成24年6月1日決裁）

この要綱は平成24年8月7日から施行する。

この要綱は平成25年3月31日限り、その効力を失う。